

【大臣所轄学校法人向け 令和6年3月5日版】

寄附行為作成例

- * 新旧対照
- * 留意事項（補足説明・チェックポイント・必要的記載事項・備考）
- * 作成例に関連する私学法・施行令・施行規則
- * 「目次：条文ページリンク」・「しおり（章・節）」付き

【目次】

頁	令和5年改正後作成例（大臣所轄）（令和6/3/5版）	対応する令和5年改正前作成例	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
1	作成例に関する注記		<ul style="list-style-type: none"> ●第23条（寄附行為の認可） 1項1～16号：寄附行為の必要的記載事項 ●145条2項 ●144条2項 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3条（寄附行為の認可申請手続） ●第4条（文部科学大臣の認可の手続） ●第5条（電磁的記録）
3	第1章 総則 第1条 （名称） 第2条 （事務所）	第1章 総則 第1条（名称） 第2条（事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ●第153条（類似名称の使用禁止） ●第21条（住所） 	
3	第2章 目的及び事業 第3条 （目的） 第4条 （設置する学校） 第5条 （収益事業）	第2章 目的及び事業 第3条（目的） 第4条（設置する学校） 第5条（収益事業）	<ul style="list-style-type: none"> ●第19条（収益事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1条（収益事業の種類）
4	第3章 機関の設置 第6条 （役員、評議員及び会計監査人の設置） 第7条 （理事選任機関）〔新設〕	第3章 役員及び理事会 第6条（役員）	<ul style="list-style-type: none"> ●第18条（機関の設置） ●第144条（会計監査人の設置の特例） ●第29条（理事選任機関） ●第30条（理事の選任等）1・2項 	
6	第4章 理事会及び理事 第1節 理事の選任及び解任等 第8条 （理事の選任） 第9条 （理事の資格及び構成）〔新設〕 第10条 （理事の任期） 第11条 （理事の解任及び退任） 第12条 （理事に欠員を生じた場合の措置）	第7条（理事の選任） 第9条（役員の任期）1項・2項 第11条（役員の解任及び退任） 第9条（役員の任期）3項 第10条（役員の補充）	<ul style="list-style-type: none"> ●第30条（理事の選任等） ●第31条（理事の資格及び構成）4項1号 ●第31条（理事の資格及び構成） ●第146条（理事の構成及び報告義務の特例） ●第32条（理事の任期） ●第33条（理事の解任） ●第34条（理事に欠員を生じた場合の措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第9条（補欠の理事の選任） ●第10条（職務の適正な執行ができない者） ●第11条（子法人） ●第12条（特別利害関係）
10	第2節 理事会及び理事の職務等 第13条 （理事会の構成） 第14条 （理事会の権限） 第15条 （理事の職務） 第16条 （代表権の制限） 第17条 （理事の報告義務）〔新設〕	第17条（理事会）1項 " 2項 第12条（理事長の職務） 第13条（常務理事の職務）〔削除〕 第14条（理事の代表権の制限） 第15条（理事長職務の代理等）〔削除〕	<ul style="list-style-type: none"> ●第36条（理事会の職務等） ●" 2項 ●" 1・2項 ●第37条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）1～8項 ●" 9項 ●第39条（理事の報告義務等） ●第146条（理事の構成及び報告義務の特例） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第14条（理事等の説明義務）

頁	令和 5 年改正後作成例（大臣所轄）（令和 6/3/5 版）	対応する令和 5 年改正前作成例	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
14	第 3 節 理事会の運営 <u>第 18 条</u> （招集） <u>第 19 条</u> （運営） <u>第 20 条</u> （決議） <u>第 21 条</u> （業務の決定の委任） <u>第 22 条</u> （議事録）	第 17 条（理事会）3～6 項・8 項 “ 7 項・9 項 “ 10 項～13 項 第 18 条（業務の決定の委任） 第 19 条（議事録）	●第 41 条（理事会の招集） 【私学法 44 条 1 項が準用する一般社団・財団法人法 94 条】※読替後 ●第 94 条（招集手続） ●第 42 条（理事会の決議） ●第 36 条（理事会の職務等）3・4 項 ●第 43 条（理事会の議事録）	●第 8 条（情報通信の技術を利用する方法） ●第 13 条（学校法人の業務の適正を確保するための体制） ●第 15 条（理事会の議事録） ●第 16 条（理事会の議事録に係る電子署名） ●第 7 条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
18	第 5 章 監事 第 1 節 選任及び解任等 <u>第 23 条</u> （監事の選任） <u>第 24 条</u> （監事の資格）〔新設〕 <u>第 25 条</u> （監事の任期）〔新設〕 <u>第 26 条</u> （監事の解任及び退任）〔新設〕 <u>第 27 条</u> （監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）〔新設〕 <u>第 28 条</u> （監事に欠員を生じた場合の措置）〔新設〕	第 8 条（監事の選任）	●第 45 条（監事の選任等） ●第 31 条（理事の資格及び構成）3・6 項 ●第 46 条（監事の資格） ●第 47 条（監事の任期） ●第 48 条（監事の解任） ●第 49 条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続） ●第 50 条（監事に欠員を生じた場合の措置）	●第 17 条（補欠の監事の選任） ●第 12 条（特別利害関係）
20	第 2 節 職務等 <u>第 29 条</u> （監事の職務） <u>第 30 条</u> （常勤監事の選定及び解職）〔新設〕 <u>第 31 条</u> （調査権限等）〔新設〕 <u>第 32 条</u> （理事の行為の差止め）	第 16 条（監事の職務）1 項・2 項 第 16 条（監事の職務）3 項	●第 52 条（監事の職務） ●第 55 条（理事会及び評議員会への出席義務等） ●第 56 条（理事会等への報告） ●第 57 条（理事会及び評議員会の招集） ●第 145 条（常勤の監事の選定の特例） ●第 53 条（監事の調査権限） ●第 54 条（評議員会に提出する議案等の調査義務） ●第 58 条（監事による理事の行為の差止め）	●第 19 条（監査報告の作成） ●第 4 条（常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準） ●第 5 条（文部科学省令への委任） ●第 18 条（監事の調査の対象）
22	第 6 章 評議員会及び評議員 第 1 節 評議員の選任及び解任等 <u>第 33 条</u> （評議員の選任） <u>第 34 条</u> （評議員の資格）〔新設〕 <u>第 35 条</u> （評議員の任期） <u>第 36 条</u> （評議員の解任及び退任）	第 4 章 評議員会及び評議員 第 24 条（評議員の選任） 第 25 条（任期） 第 26 条（評議員の解任及び退任）	●第 61 条（評議員の選任等） ●第 62 条（評議員の資格及び構成） ●第 63 条（評議員の任期） ●第 64 条（評議員の解任） ●第 65 条（評議員に欠員を生じた場合の措置）	

頁	令和 5 年改正後作成例（大臣所轄）（令和 6/3/5 版）	対応する令和 5 年改正前作成例	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
25	第 2 節 評議員会及び評議員の職務等 <u>第 37 条</u> （評議員会の構成） <u>第 38 条</u> （評議員会の職務等） <u>第 39 条</u> （理事の行為の差止めの求め）〔新設〕 <u>第 40 条</u> （責任追及の訴えの求め）〔新設〕	第 20 条（評議員会）1 項・2 項 第 23 条（評議員会の意見具申等） 第 22 条（諮問事項）	●第 66 条（評議員会の職務等）1 項 ● " 2～4 項 ●第 150 条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例） ●第 67 条（評議員会による理事の行為の差止めの求め） ●第 140 条（責任追及の訴え）	●第 54 条（寄附行為の軽微な変更） ●第 50 条（責任追及の訴えの提起の請求方法） ●第 51 条（訴えを提起しない理由の通知方法）
27	第 3 節 評議員会の運営 <u>第 41 条</u> （開催）〔新設〕 <u>第 42 条</u> （招集） <u>第 43 条</u> （評議員による招集）〔新設〕 <u>第 44 条</u> （監事による招集）〔新設〕 <u>第 45 条</u> （招集手続の省略）〔新設〕 <u>第 46 条</u> （運営） <u>第 47 条</u> （決議） <u>第 48 条</u> （議事録） <u>第 49 条</u> （役員の出席等）〔新設〕	第 20 条（評議員会）3 項～6 項 第 20 条（評議員会）7 項 " 8 項～10 項・12 項 <small>(11 項削除)</small> 第 21 条（議事録）	●第 69 条（評議員会の招集の時期） ●第 70 条（評議員会の招集の手続等）1 項 ●第 71 条（評議員会の招集等の請求） ●第 70 条（評議員会の招集の手続等）2～6 項 ●第 72 条（評議員による評議員会の招集等） ●第 75 条（評議員による議案の提出） ●第 147 条（評議員会及び評議員の特例） ●第 73 条（監事による評議員会の招集等） ●第 74 条（招集手続の省略） ●第 76 条（評議員会の決議） ●第 78 条（評議員会の議事録） ●第 39 条（理事の報告義務等）2 項 ●第 52 条（監事の職務）2 号 ●第 55 条（理事会及び評議員会への出席義務等）	●第 20 条（評議員会を招集する場合に定める事項） ●第 2 条（法第 70 条第 5 項の規定による承諾に関する手続等） ●第 21 条（評議員会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容） ●第 22 条（情報通信の技術を利用した承諾の取得） ●第 8 条（情報通信の技術を利用する方法） ●第 2 条（法第 70 条第 5 項の規定による承諾に関する手続等） ●第 8 条（情報通信の技術を利用する方法） ●第 23 条（評議員会の議事録） ●第 7 条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
33	第 7 章 理事会と評議員会の協議 <u>第 50 条</u> （理事会及び評議員会の協議）〔新設〕			
34	第 8 章 会計監査人 〔新設〕 第 1 節 選任及び解任等 <u>第 51 条</u> （会計検査人の選任） <u>第 52 条</u> （会計検査人の任期） <u>第 53 条</u> （会計検査人の解任）		●第 80 条（会計監査人の選任等） ●第 81 条（会計監査人の資格） ●第 82 条（会計監査人の任期） ●第 83 条（会計監査人の解任）	

頁	令和 5 年改正後作成例（大臣所轄）（令和 6/3/5 版）	対応する令和 5 年改正前作成例	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
	第 54 条 （会計検査人の選任及び解任等に関する手続） 第 55 条 （会計検査人に欠員を生じた場合の措置）		<ul style="list-style-type: none"> ●第 84 条（会計検査人の選任及び解任等に関する手続） ●第 85 条（会計検査人に欠員を生じた場合の措置） 	
36	第 2 節 会計検査人の職務等 第 56 条 （会計検査人の職務等）		<ul style="list-style-type: none"> ●第 86 条（会計検査人の職務等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 24 条（会計検査人が監査する書類） ●第 25 条（会計監査報告の作成） ●第 7 条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
37	第 9 章 予算及び事業計画等 第 57 条 （会計年度） 第 58 条 （予算、事業計画及び事業に関する中期計画） 第 59 条 （役員及び評議員の報酬） 第 60 条 （責任の免除） 第 61 条 （責任限定契約）	第 40 条（会計年度） 第 33 条（予算、事業計画及び事業に関する中期計画） 第 38 条（役員の報酬） 第〇条（責任の免除） 第〇条（責任限定契約）	<ul style="list-style-type: none"> ●第 98 条（会計年度） ●第 99 条（予算及び事業計画） ●第 36 条（理事会の職務等） 3 項 6 号 ●第 148 条（体制の整備及び中期事業計画の作成等） ●第 100 条（役員及び評議員に対する報酬等） ●第 93 条（理事会による免除に関する寄附行為の定め） ●第 91 条（学校法人に対する損害賠償責任の免除） ●第 92 条（責任の一部免除） ●第 94 条（責任限定契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 28 条 ●第 26 条（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） ●第 27 条（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）
40	第 10 章 資産及び会計 第 62 条 （資産） 第 63 条 （資産の区分） 第 64 条 （基本財産の処分の制限） 第 65 条 （積立金の保管） 第 66 条 （経費の支弁） 第 67 条 （会計） 第 68 条 （予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄） 第 69 条 （事業報告及び決算） 第 70 条 （財産目録等の備置き及び閲覧等）	第 5 章 資産及び会計 第 27 条（資産） 第 28 条（資産の区分） 第 29 条（基本財産の処分の制限） 第 30 条（積立金の保管） 第 31 条（経費の支弁） 第 32 条（会計） 第 34 条（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄） 第 35 条（決算及び実績の報告） 第 36 条（財産目録等の備付け及び閲覧）	<ul style="list-style-type: none"> ●第 159 条（学校法人等の財産の処分に關する罪） ●第 101 条（会計の原則） ●第 102 条（会計帳簿） ●第 36 条（理事会の職務等） 3 項 1・2 号 ●第 103 条（計算書類等の作成及び保存） ●第 104 条（計算書類等の監査等） ●第 105 条（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等） ●第 107 条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等） ●第 106 条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 29 条 ●第 30 条（計算関係書類の監査） ●第 31 条～第 38 条 [略] ●第 39 条（事業報告書等の監査） ●第 40 条・第 41 条 [略] ●第 42 条 ●第 43 条 ●第 6 条（電磁的記録の備置きに関する特則） ●第 7 条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） ●第 6 条（電磁的記録の備置きに関する特則） ●第 7 条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

頁	令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄) (令和 6/3/5 版)	対応する令和 5 年改正前作成例	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
	第 71 条 (資産総額の変更登記)	第 39 条 (資産総額の変更登記)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 149 条 (計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例) ● 第 27 条 (寄附行為の備置き及び閲覧等) ● 第 22 条 (登記) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 6 条 (電磁的記録の備置きに関する特例) ● 第 7 条 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) ● 第 8 条 (情報通信の技術を利用する方法)
45	第 11 章 寄附行為の変更 第 72 条 (寄附行為の変更)	第 7 章 寄附行為の変更 第 44 条 (寄附行為の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 108 条 寄附行為の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 44 条 (寄附行為変更認可申請手続等) ● 第 45 条 [略] ● 第 46 条 (寄附行為変更の届出手続等)
46	第 12 章 解散及び合併 第 73 条 (解散) 第 74 条 (残余財産の帰属者) 第 75 条 (合併)	第 6 章 解散及び合併 第 41 条 (解散) 第 42 条 (残余財産の帰属者) 第 43 条 (合併)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 109 条 (解散事由) ● 第 150 条 (寄附行為の変更、解散及び合併の特例) ● 第 23 条 (寄附行為の認可) 3 項 ● 第 125 条 (残余財産の帰属) ● 第 126 条 (合併手続) ● 127 条 ● 第 128 条 ● 第 129 条 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 47 条 (解散認可申請手続) ● 第 54 条 (寄附行為の軽微な変更) ● 第 48 条 (合併認可申請手続)
49	第 13 章 補則 第 76 条 (情報の公表) 第 77 条 (公告の方法) 第 78 条 (施行規則)	第 8 章 補則 第 45 条 (書類及び帳簿の備付) (削除) 第 37 条 (情報の公表) 第 46 条 (公告の方法) 第 47 条 (施行規則)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 137 条 (情報の公表) ● 第 151 条 (情報の公表の特例) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 49 条 ● 第 55 条 (大臣所轄学校法人等における情報の公表)
49	附則 (1-2) (1-5)	附則 (1-3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 附則第 2 条 (役員及び評議員の資格等に関する経過措置) ● 附則第 3 条 (役員及び評議員の任期に関する経過措置) 	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	<p style="text-align: center;">留意事項</p> ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要の項に該当事項 ※青字部分は「備考欄」	<p style="text-align: center;">対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法条文</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法施行令・施行規則</p>
			<p>4 寄附行為は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして「文部科学省令」で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。</p>	<p>ホ 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないことを証する書類</p> <p>ハ 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないことを証する書類</p> <p>(8) 会計監査人に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 会計監査人の就任承諾書</p> <p>ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書</p> <p>ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類</p> <p>ニ 会計監査人が法第81条第3項各号【⇒p34】に該当しないものであることを証する書類</p> <p>(9) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類</p> <p>(10) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類</p> <p>(11) その他文部科学大臣が定める書類</p> <p>2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>(1) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類</p> <p>(2) 寄附申込書</p> <p>(3) 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書書類等</p> <p>(4) 不動産その他の主たる財産については、その評価を十分な資格を有する者の作成した価格評価書</p> <p>(5) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面</p> <p>(6) 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>(7) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書</p> <p>(8) その他文部科学大臣が定める書類</p> <p>3 第1項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。</p> <p>4 第2項の規定は、前項の申請をした者について準用する。</p> <p>5 法第23条第1項の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類（同号に掲げる書類については、当該学校法人が会計監査人を置く場合に限る。）</p>

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項の記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
				(2) 第 2 項各号 (第 8 号を除く。) に掲げる書類 (この場合において、同項第 6 号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2 年間」とする。) (3) その他所轄庁が定める書類 6 第 2 項第 1 号の財産の一覧は、基本財産 (学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。) と運用財産 (学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。) とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産 (収益を目的とする事業に必要な財産をいう。) を、更に区分して記載するものとする。 7 第 1 項、第 3 項及び第 5 項の認可申請書及び寄附行為並びに第 2 項第 1 号の財産の一覧には、副本を添付することを要する。 ● (文部科学大臣の認可の手続) 第 4 条 文部科学大臣は、前条第 1 項及び第 3 項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の 3 月 31 日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。 ● (電磁的記録) 第 5 条 法第 23 条第 4 項 (第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の文部科学省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。) をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
第 1 章 総則		第 1 章 総則		
(名称) 第 1 条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。	※名称は必要記載事項。【法 23 条 1 項 2 号】【⇒p1】	(名称) 第 1 条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。	● (類似名称の使用禁止) 第 153 条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、前条第 5 項の法人【専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人＝準学校法人】は、この限りでない。	
(事務所) 第 2 条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。	※事務所の所在地は必要記載事項。【法 23 条 1 項 4 号】【⇒p1】 ※従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けること。 2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。	(事務所) 第 2 条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。	● (住所) 第 21 条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	
第 2 章 目的及び事業		第 2 章 目的及び事業		
(目的) 第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。	※目的は必要記載事項。【法 23 条 1 項 1 号】【⇒p1】	(目的) 第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。		

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>（設置する学校）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科</p> <p>(2) ○○短期大学 ○○○学科</p> <p>(3) ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科</p> <p>(4) ○○高等学校 全日制課程 ○○科 定時制課程 ○○科 通信制課程（広域） ○○科</p> <p>(5) ○○中学校</p> <p>(6) ○○小学校</p> <p>(7) ○○幼稚園</p> <p>(8) ○○専修学校 ○○高等課程 ○○専門課程</p> <p>(9) ○○各種学校</p> <p>(10) ○○認定こども園</p>	<p>※設置する学校の名称等は必要記載事項。【法23条1項3号】【⇒p1】</p>	<p>（設置する学校）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 大学院 ○○研究科 ○○学部 ○○学科 ○○学部 ○○学科</p> <p>(2) ○○短期大学 ○○○学科</p> <p>(3) ○○高等専門学校 ○○学科 ○○学科</p> <p>(4) ○○高等学校 全日制課程 ○○科 定時制課程 ○○科 通信制課程（広域） ○○科</p> <p>(5) ○○中学校</p> <p>(6) ○○小学校</p> <p>(7) ○○幼稚園</p> <p>(8) ○○専修学校 ○○高等課程 ○○専門課程</p> <p>(9) ○○各種学校 （新設）</p>		
<p>（収益事業）</p> <p>第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>(1) 書籍・文房具小売業</p> <p>(2) 各種食料品小売業</p>	<p>※収益事業を行う場合には、必要記載事項。【法23条1項13号】【⇒p1】 （収益事業を行わない場合には、規定しない）。</p>	<p>（収益事業）</p> <p>第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>(1) 書籍・文房具小売業</p> <p>(2) 各種食料品小売業</p>	<p>●（収益事業）</p> <p>第19条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。</p> <p>2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。</p> <p>3 第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>	<p>●（収益事業の種類）</p> <p>第1条 私立学校法（以下「法」という。）第19条第2項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。</p>
<p>第3章 機関の設置</p>		<p>第3章 役員及び理事会</p>		
<p>（役員、評議員及び会計監査人の設置）</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2 この法人に、<u>評議員○○名を置く。</u></p> <p>3 この法人に、<u>会計監査人○名を置く。</u></p>	<p>※理事の定数、監事の定数、評議員の定数、会計監査人の定数は必要記載事項。【法23条1項5・7・8・11号】【⇒p1】</p> <p>□理事の定数は5人以上であること。 □監事の定数は2人以上であること。 □評議員の定数は理事の定数を超えていること。</p> <p>○各機関の定数は、「○名以上○名以内」などと規定することも可能。ただし、評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、以下のような規定を設けること。</p> <p>4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。</p>	<p>（役員）</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○○人</p> <p>(2) 監事 ○人</p> <p>2 ⇒移動</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。<u>常務理事の職を解任するときも、同様とする。</u>（削除）</p> <p>（新設） （新設）</p>	<p>●（機関の設置）</p> <p>第18条 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。</p> <p>2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。</p> <p>3 理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上、評議員の定数は6人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。</p> <p>4 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。</p> <p>●（会計監査人の設置の特例）</p> <p>第144条 大臣所轄学校法人等は、第18条第2項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。2・3（略）</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>（例1：評議員会を理事選任機関とする場合） （理事選任機関）</p> <p>第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。</p> <p>3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>（例2：独立した理事選任機関を置く場合） （理事選任機関）</p> <p>第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。</p> <p>3 理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。</p> <p>4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。</p> <p>5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p> <p>7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。</p>	<p>※理事選任機関の構成及び運営等に関する事項は必要記載事項。【法23条1項10号】【⇒p1】</p> <p>※理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられている。ただし、理事選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意すること。</p> <p>（以下のチェックポイント等は例1～例3共通）</p> <p>□理事選任機関の構成員について（構成員の属性、人数及び任期のほか、構成員の選任方法など）明記されていること。</p> <p>□理事会・評議員会以外の理事選任機関については、運営方法（招集や決議に係る事項など）が明記されていること（運営方法の詳細について理事選任機関運営規程等の下位規則に委任することも可能。また、必要な事項が寄附行為で定められている場合には、下位規則を設ける必要はない。）。</p> <p>※理事選任機関が評議員会・理事会の場合は、理事選任機関の運営方法は評議員会・理事会のそれぞれの運営方法に則って行うこととなる（特に、理事選任機関が評議員会の場合は、決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要）。</p> <p>※理事選任機関を理事会のみにすることも不可能ではないが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断すること。</p> <p>□理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるとされていること。</p> <p>○理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（理事選任機関）</p> <p>第29条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。</p> <p>●（理事の選任等）</p> <p>第30条 理事は、私立学校を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。</p> <p>2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 略</p>	

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>(例 3: 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合) (理事選任機関) 第 7 条 この法人に、次の理事選任機関を置く。 (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 外部理事選任委員会 2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 理事会 全ての理事 (2) 評議員会 全ての評議員 (3) 外部理事選任委員会 学外有識者 ○名 3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。 4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、○年とする。 5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。 8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第 5 項に規定する者をいう。以下この項及び第 29 条第 1 項第 5 号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。 10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。</p>	<p>□理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めることとされていること。 ○評議員会を除く理事選任機関の決議要件について、加重することも可能</p>			
第 4 章 理事会及び理事		(新設)		
第 1 節 理事の選任及び解任等		(新設)		
<p>(例 1: 評議員会を理事選任機関とする場合) (理事の選任) 第 8 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 学長(校長)のうちから評議員会において選任した者 ○名 (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した</p>	<p>※理事の選任方法は必要記載事項。【法 23 条 1 項 5 号】 【⇒p1】 (以下のチェックポイント等は例 1～例 3 共通) □監事や評議員を兼ねることとなっていないこと。 □学長(校長)である理事が一人以上は含まれる構成になっていること。</p>	<p>(理事の選任) 第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 学長(校長) (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (削除)</p>	<p>●(理事の選任等) 第 30 条 理事は、私立学校を運営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。 2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が 5 人(5</p>	<p>●(補欠の理事の選任) 第 9 条 法第 30 条第 3 項(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による補欠の</p>

令和5年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和6/3/5版)	留意事項 ※:補足説明 □:チェックポイント ○:可能なこと×:不可能なこと ※赤字部分は必要項目の削除 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p> <p>(例2:独立した理事選任機関を置く場合) (理事の選任) 第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 学長(校長)のうちから理事選任機関において選任した者 ○名 (2) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p> <p>(例3:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合) (理事の選任) 第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 学長(校長)のうちから理事会において選任した者 ○名 (2) 評議員会において選任した者 ○名 (3) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>×教学における役職者(学長(校長)含む。)などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事となる仕組みを設けることは不可能。</p> <p>○その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、学長(校長)である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある。)</p> <p>※補欠の理事としてあらかじめ選任した者が理事に就任することとなるタイミングについて、理事の総数が5人を下回ることに備えて、寄附行為に具体的な人数(5人を超える人数)を規定しておく必要あり。</p> <p>○その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、学長(校長)である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある。)</p> <p>○その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、学長(校長)である理事が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反することに留意する必要がある。)</p>	<p>(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人 (削除)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、学長(校長)又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。(削除)</p> <p>(新設)</p>	<p>人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の理事を選任することができる。</p> <p>4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>●(理事の資格及び構成) 第31条 1~3 略 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。 (1) 当該学校法人の設置する私立学校(2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校)の校長(学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。) 5~7 略</p>	<p>理事の選任については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 法第30条第3項の規定により補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の理事である旨 (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名 (3) 同一の理事(2人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の理事)につき2人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位 (4) 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続 (5) 補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間</p>
<p>(理事の資格及び構成) 第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確定的な規定。</p>	<p>(新設)</p>	<p>●(理事の資格及び構成) 第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。 (1) 法人 (2) 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの (3) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者 (4) この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p>	<p>●(職務の適正な執行ができない者) 第10条 法第31条第1項第2号(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める者は、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	<p>留意事項</p> <p>※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項欄※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
			<p>(5) 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの</p> <p>2 第33条第3項若しくは第48条第2項の訴え【理事・監事の解任請求の訴え】に基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告【措置命令違反による解任勧告】を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者（第46条第1項第2号及び第62条第2項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。</p> <p>3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。</p> <p>4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。</p> <p>(1) 当該学校法人の設置する私立学校（2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。）</p> <p>(2) その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する役員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者</p> <p>5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。</p> <p>6 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。 ※令和8年度定時評議員会までの経過措置：3人以上の評議員【附則第2条第2項】</p> <p>7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>●（理事の構成及び報告義務の特例）</p> <p>第146条 大臣所轄学校法人等については、第31条第4項第2号に掲げる者が理事に2人以上含まれなければならない。</p> <p>2 （略）【⇒p14】</p>	<p>●（子法人）</p> <p>第11条 法第31条第4項第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人</p> <p>(2) 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える他の法人</p> <p>イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員</p> <p>ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者</p> <p>ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者</p> <p>ニ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者</p> <p>●（特別利害関係）</p> <p>第12条 法第31条第6項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>(2) 一方の者が他方の者の使用人である関係</p> <p>(3) 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係</p> <p>(4) 一方の者が他方の者の前2号に掲げる関係の者の配偶者である関係</p> <p>(5) 一方の者が他方の者の第1号から第3号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係</p>

<p>令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)</p>	<p>留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
<p>(理事の任期) 第 10 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。 2 理事は、再任されることができる。</p>	<p>※理事の任期は必要記載事項。【法 23 条 1 項 5 号】【⇒p1】 ○理事の任期を短縮することは可能。 □「選任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっていること（任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」となるため、「年度末まで」等とすることは不可能。）。 □「○年」は 4 年以内の期間であること。 ×任期を「○年間」などの不変期間とすることは不可。 ○理事の任期を理事選任機関ごとなどに分けてそれぞれ定めることも可能（ただし、理事選任機関ごとなどに異なる任期となることについて合理的な理由があることや、監事・評議員の任期が、最も任期が長い理事の任期以上となっている必要がある。）。 ※補欠の理事の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p>	<p>(役員の任期) 第 9 条 役員（第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とすることができる。 2 役員は、再任されることができる。 3 ⇒ 移動</p>	<p>● (理事の任期) 第 32 条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第 69 条第 1 項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、4 年以内とする。 2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第 47 条第 1 項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間（監事の任期）及び第 63 条第 1 項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間（評議員の任期）を超えてはならない。 3 第 1 項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。</p>	
<p>(理事の解任及び退任) 第 11 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から 2 週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から 2 週間を経過した日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の</p>	<p>※理事の解任方法は必要記載事項。【法 23 条 1 項 5 号】【⇒p1】 □当該理事を選任した理事選任機関が解任することとなっていること。 ※理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。 ※第 2 項及び第 3 項は、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ※理事選任機関が評議員会のみの場合には、第 2 項は規定しない。 ※理事選任機関が評議員会のみの場合には、第 3 項は以下のように規定すること。 2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正</p>	<p>(役員の解任及び退任) 第 11 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。 (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき(削除) (3) 職務上の義務に著しく違反したとき (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき(新設) (新設)</p>	<p>● (理事の解任) 第 33 条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から 2 週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から 2 週間を経過した日から 30 日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p><u>解任を請求することができる。</u></p> <p>4 理事は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p>	<p>の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。</p> <p>※「訴え」とは、裁判所への訴えのことを指す（以下同じ。）。</p> <p>×「2週間」、「30日以内」との期限は、法律で規定されている事項であるため、変更することは不可能。</p>	<p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p> <p>(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき（削除）</p>		
<p>（理事に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、<u>なお理事としての権利義務を有する。</u></p> <p>2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	<p>※理事の総数が5人を下回ることとなった場合に、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有することについては、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定（ただし、5人を超える人数を設定したい場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。）。</p> <p>※第2項は、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>第9条（役員任期）</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、<u>なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。）を行う。</u></p> <p>（役員補充）</p> <p>第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	<p>●（理事に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第34条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が5人（5人を超える員数を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなった場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事（同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。</p> <p>2 理事の総数が5人を下回ることとなった場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>3 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	
<p>第2節 理事会及び理事の職務等</p>		<p>（新設）</p>		
<p>（理事会の構成）</p> <p>第13条 理事会は、<u>全ての理事で組織する。</u></p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（理事会）</p> <p>第17条 <u>この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</u></p>	<p>●（理事会の職務等）</p> <p>第36条 理事会は、全ての理事で組織する。</p>	
<p>（理事会の権限）</p> <p>第14条 理事会は、<u>この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</u></p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※理事会の職務として、法律で規定されたもの以外を行うこととする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p>	<p>（理事会）</p> <p>第17条</p> <p>2 理事会は、<u>学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</u></p>	<p>●（理事会の職務等）</p> <p>第36条</p> <p>2 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 学校法人の業務を決定すること。</p> <p>(2) 第39条第1項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の職務の執行を監督すること。</p> <p>(3) この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもって定</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>めるところにより理事会が行うこととされた職務 3・4 略（理事に委任することができない事項） 【⇒p16】</p>	
<p>（理事の職務） 第15条 <u>理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</u></p> <p>2 <u>理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</u></p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ※理事長の選定の方法は必要記載事項。【法23条1項5号】【⇒p1】 □理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっていること。 □理事長は、理事会が解職することとなっていること。 ×理事長を、理事会以外が選定・解職すること（評議員会が選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とするなど）は不可能。 ○評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を定めることは可能。 ○理事長の任期を設定することは可能。 ○決議要件を加重することは可能。 ※代表業務執行理事を置く場合には、必要記載事項。【法23条1項5号】【⇒p1】 ※代表業務執行理事を置かない場合には規定する必要はないが、理事長に事故があるときに理事長以外の者が代表権を行使することができるようにするためには、以下の例のように、代表業務執行理事を置くことができるようにしておく必要がある。 （例） 3 <u>理事のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</u> □代表業務執行理事は、理事のうちから理事会が選定することとなっていること。 □代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっていること。 ○決議要件を加重することは可能。 ○代表業務執行理事について、副理事長</p>	<p>（新設） 第6条（役員） 2 <u>理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>●第36条第1項・第2項（理事の職務等）【⇒p10】 ●（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事） 第37条 <u>学校法人には理事長1人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。</u></p> <p>2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。 3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<p>等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。</p> <p>(例)</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち○名を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p> <p>※業務執行理事を置く場合には、必要の記載事項。【法23条1項5号】【⇒p1】</p> <p>※業務執行理事を置かない場合には規定する必要はないが、現在は業務執行理事を置かないものの、将来的に置く可能性がある場合には、以下の例のように規定することも考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>4 理事のうち○名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>□業務執行理事は、理事のうちから理事会が選定することとなっていること。</p> <p>□業務執行理事は、理事会が解職することとなっていること。</p> <p>○決議要件を加重することは可能。</p> <p>○業務執行理事について、常任理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。</p> <p>(例)</p> <p>4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 業務執行理事は、寄附行為をもって定めるところにより、理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから、理事会が選定する。</p> <p>5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第8項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※代表業務執行理事を置かない場合には、規定しない。</p> <p>※代表業務執行理事を置く場合には、代表業務執行理事の代表権の範囲等は必要記載事項（代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その旨を寄附行為において定める必要がある。）。</p> <p>【法23条1項5号】【⇒p1】</p> <p>※後段は、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※業務執行理事を置かない場合には、規定しない。</p> <p>※業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。</p> <p>※理事長に事故があるときに、理事長の内部的な職務を行う者をあらかじめ定めておく場合には、例えば以下のように規定すること（ただし、この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意すること。）。</p> <p>8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。</p>	<p>（理事長の職務）</p> <p>第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>（新設）</p> <p>（常務理事の職務）（削除）</p> <p>第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。</p> <p>（新設）</p>	<p>6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。</p> <p>8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。</p>	
<p>（代表権の制限）</p> <p>第16条 理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p>	<p>※必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※代表業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。</p>	<p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第14条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>（理事長職務の代理等）（削除）</p> <p>第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠</p>	<p>●第37条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）</p> <p>9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>（理事の報告義務） 第17条 理事長〔代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ※代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない（業務執行を行わない理事については、報告を行わなくてもよい。）。</p>	<p>けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。 （新設）</p>	<p>●（理事の報告義務等） 第39条 第37条第5項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第94条第1項及び第2項において「業務執行理事等」という。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。 ●（理事の構成及び報告義務の特例） 第146条 （略）【⇒p8】 2 大臣所轄学校法人等についての第39条第1項及び第44条第1項の規定の適用については、第39条第1項中「毎会計年度に4月を超える間隔で2回」とあるのは「3月に1回」と、第44条第1項中「第39条第1項」とあるのは「第39条第1項（同法第146条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>●（理事等の説明義務） 第14条 法第39条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 評議員が説明を求めた事項について説明するために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。） イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）に対して通知した場合 ロ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合 (2) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学校法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合 (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p>
<p>第3節 理事会の運営</p>		<p>（新設）</p>		
<p>（招集） 第18条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p>	<p>※理事会の招集方法は必要記載事項。 【法23条1項6号】【⇒p1】 ※法律では原則として「各理事が招集する」こととされており、理事会招集担当の理事を定める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。 ○理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。 ×理事及び第29条第2項の場合における監事以外の者が理事会を招集する仕組みを設けることは不可能。 ×理事会の書面開催は不可能。 ○理事会のオンライン開催は可能。 ※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ※第18条第1項において「理事長」を理事会の招集担当理事とした場合の例。</p>	<p>第17条（理事会） 3 理事会は、理事長が招集する。 （新設）</p>	<p>●（理事会の招集） 第41条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第57条第1項において「理事会招集担当理事」という。）以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p>	

令和5年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和6/3/5版)	留意事項 ※:補足説明 □:チェックポイント ○:可能なこと×:不可能なこと ※赤字部分は必要事項の記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>理事長以外の者を招集担当理事とした場合には、当該理事に対して請求することとされていること。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ※第18条第1項において「理事長」を理事会の招集担当理事とした場合の例。 理事長以外の者を招集担当理事とした場合には、当該理事に対する請求が起算点とされていること。 ×「5日以内」、「2週間以内」との期限を変更することは不可能。</p> <p>※各理事及び各監事に対して招集の通知をしなければならないことについては、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ○招集通知の発出期限は、1週間より短縮することも可能。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。(削除)</p> <p>8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>【私学法44条1項が準用する一般社団・財団法人法94条】※読替後 ●(招集手続) 第94条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間(これを下回る期間を寄附行為で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	
<p>(運営) 第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。 2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</p>	<p>○理事長以外の理事を議長とすることも可能。 ※第18条第1項において定めた理事会の招集者と前項で定めた議長が同じ者であるために規定するものであり、同じ者でない場合には必ずしも規定する必要はない。</p>	<p>第17条 (理事会) 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</p>		
<p>(決議) 第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ○普通決議の要件を加重することも可能。 ×「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない。</p>	<p>第17条 (理事会) 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数</p>	<p>●(理事会の決議) 第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行われなければならない。</p>	<p>●(情報通信の技術を利用する方法) 第8条 法第27条第3項第4号【⇒p44】、第42条第4項、第70条第5項【⇒p28】及び第72条第4項【⇒p30】(法第73条において準用する場合及び法第147条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。)情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲</p>

<p>令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)</p>	<p>留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項欄 ※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) この寄附行為の変更</p> <p>(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更</p> <p>(3) 基本財産の処分</p> <p>(4) 借入金 (当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(5) 残余財産の帰属者の決定</p> <p>(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散</p> <p>(2) この法人の合併</p> <p>4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。</p>	<p>※第 1 号については、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確定的な規定。</p> <p>○3 分の 2 を上回る割合とすることも可能。</p> <p>○第 2 号から第 6 号に規定する事項を特別決議としないことも可能。</p> <p>○第 2 号から第 6 号に規定する事項については、各学校法人の判断で、第 3 項に規定することも可能。</p> <p>※収益事業を行わない場合には、第 6 号は規定しない。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確定的な規定。</p> <p>○3 分の 2 を上回る割合とすることも可能。</p> <p>※書面やメール等による意思表示を認める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p> <p>×書面開催は不可。</p>	<p>で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(削除)</p> <p>13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示を示した者は、出席者とみなす。</p>	<p>(1) 第 108 条第 1 項【寄附行為の変更】の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 (これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合) 以上に当たる多数をもって決する方法</p> <p>(2) 第 109 条第 1 項第 1 号【任意解散】及び第 126 条第 1 項【合併】の理事会の決議 理事の総数の 3 分の 2 (これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合) 以上に当たる多数をもって決する方法</p> <p>3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>4 学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて【文部科学省令】で定めるものにより理事会の議決に加わることができるものとする。</p>	<p>げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>(2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p>
<p>(業務の決定の委任)</p> <p>第 21 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。</p>		<p>(業務の決定の委任)</p> <p>第 18 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。</p>	<p>●第 36 条 (理事会の職務等)</p> <p>1・2 【⇒p10】</p> <p>3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な資産の処分及び譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(5) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして【文部科学省令】で定める体制の整備</p> <p>(6) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(7) 第 100 条第 1 項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(8) 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項</p> <p>4 理事会は、前項第 1 号、第 2 号又は第 6 号から第 8 号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>●(学校法人の業務の適正を確保するための体制)</p> <p>第 13 条 法第 36 条第 3 項第 5 号 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>(1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(4) 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制</p> <p>(5) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</p> <p>(6) 前号の職員の理事からの独立性に関する事項</p> <p>(7) 監事の第 5 号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>(8) 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>(10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>(11) その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 22 条 理事会の議事については、法令で定めるところによ</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 19 条 議長は、理事会の開催の場所 (当該場所に存</p>	<p>●(理事会の議事録)</p> <p>第 43 条 理事会の議事については、【文部科学省令】で定めるところにより、議事録を作成しなければならない</p>	<p>●(理事会の議事録)</p> <p>第 15 条 法第 43 条第 1 項 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による理事会の議事録の作成に</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要の記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例（大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>り、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、<u>理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</u></p>	<p>ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>○議事録の署名担当者を定め、以下のよう規定することも可能。</p> <p>2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、<u>理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</u></p>	<p>しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、<u>議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、<u>常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれ意思を議事録に記載しなければならない。</u>（削除）</p>	<p>い。</p> <p>2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者）を当該理事会で定めた2人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあっては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、<u>文部科学省令</u>で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p> <p>4 理事会の決議に参加した理事であつて第1項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> <p>5 学校法人は、理事会の日から10年間、第1項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>6 債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>(1) 第1項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>(3) 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>7 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しくは電磁的記録に記録された事項の提供を行うことにより、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。</p>	<p>については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>(1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>(2) 理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨</p> <p>イ 法第41条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による理事の請求を受けて招集されたもの 【⇒p14】</p> <p>ロ 法第41条第3項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により理事が招集したもの</p> <p>ハ 法第57条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの 【⇒p21】</p> <p>ニ 法第57条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの</p> <p>(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>(5) 次に掲げる規定（口から二までに掲げる規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第40条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第92条第2項 【競争取引・利益相反取引による重要な事実の報告】</p> <p>ロ 法第55条第1項 【⇒p21】</p> <p>ハ 法第56条第2項 【⇒p21】</p> <p>ニ 法第96条第4項 【補償契約に基づく補償の重要な事実の報告】</p> <p>(6) 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称</p> <p>(7) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>4 法第44条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第1項 【理事会への報告の省略】の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。</p> <p>(1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容</p> <p>(2) 理事会への報告を要しないものとされた日</p> <p>(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>●（理事会の議事録に係る電子署名）</p> <p>第16条 法第43条第3項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電磁的記録に記録することができる情</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
				<p>報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</p> <p>(2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。</p> <p>●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第7条 次に掲げる規定（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(1) 法第27条第3項第3号 ⇒p44</p> <p>(2) 法第43条第6項第3号</p> <p>(3) 法第68条第3号（法第144条第3の規定によりみなして適用する場合を含む。）【評議員による寄附行為の閲覧請求】</p> <p>(4) 法第78条第3項第3号 ⇒p32</p> <p>(5) 法第86条第3項第3号 ⇒p36</p> <p>(6) 法第106条第3項第3号（法第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。） ⇒p44</p> <p>(7) 法第107条第5項第2号（法第149条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） ⇒p43</p>
第5章 監事		（新設）		
第1節 選任及び解任等		（新設）		
<p>（監事の選任）</p> <p>第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</p> <p>3 評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。</p>	<p>※監事の選任方法は必要記載事項。【法23条1項7号】 ⇒p1</p> <p>□評議員会が選任することとなっていること。</p> <p>□理事、評議員、職員（教員を含む。）、子法人の役員（監事や監査役等を除く。）、子法人の職員を兼ねることとなっていないこと。</p> <p>※補欠の監事としてあらかじめ選任した者が監事に就任することとなるタイミングについて、監事の総数が2人を下回ることとなるとき以外としたい場合には、寄附行為に具体的な人数（2人を超える人数）を規定しておく必要あり。</p>	<p>（監事の選任）</p> <p>第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>●（監事の選任等）</p> <p>第45条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。</p> <p>2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が2人（2人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。</p> <p>3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。</p>	<p>●（補欠の監事の選任）</p> <p>第17条 第9条の規定【補欠の理事の選任 ⇒p6】は、法第45条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による補欠の監事の選任について準用する。</p>
<p>（監事の資格）</p> <p>第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。</p>	<p>※必ずしも寄附行為に記載する必要はない確定的な規定。</p>	（新設）	<p>●（理事の資格及び構成）</p> <p>第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。</p> <p>1・2 ⇒p7</p> <p>3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。</p> <p>4・5 略</p>	

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>6 理事は、他の 2 人以上の理事、1 人以上の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として^{〔文部科学省令〕}で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。 ※令和 9 年度定時評議員会までの経過措置：3 人以上の評議員 附則第 2 条第 2 項</p> <p>7 略</p> <p>●（監事の資格） 第 46 条 次に掲げる者は、監事となることができない。 (1) 第 31 条第 1 項各号に掲げる者 ^{〔⇒p7〕} (2) 被解任役員</p> <p>2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。</p> <p>3 監事は、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。 ※令和 9 年度定時評議員会までの経過措置：3 人以上の評議員 附則第 2 条第 2 項</p>	<p>●（特別利害関係） 第 12 条 ^{〔⇒p8〕}</p>
<p>(監事の任期)</p> <p><u>第 25 条</u> 監事の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 監事は、再任されることができる。</p>	<p>※監事の任期は必要記載事項。【法 23 条 1 項 7 号】 ^{〔⇒p1〕}</p> <p>○監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはならないことに留意すること。</p> <p>□「選任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっていること（任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」となるため、「年度末まで」等とすることは不可能。）。</p> <p>□「○年」は 6 年以内の期間であること。</p> <p>□「○年」は理事の任期について寄附行為に規定された期間以上であること。</p> <p>×任期を「○年間」などの不変期間とすることは不可。</p> <p>※補欠の監事の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p>	<p>(新設)</p>	<p>●（監事の任期）</p> <p><u>第 47 条</u> 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第 69 条第 1 項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6 年以内とする。</p> <p>2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。</p>	
<p>(監事の解任及び退任)</p> <p><u>第 26 条</u> 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>(3) 監事としてふさわしくない行為があったとき</p>	<p>※監事の解任方法は必要記載事項。【法 23 条 1 項 7 号】 ^{〔⇒p1〕}</p> <p>□評議員会が解任することとなっていること。</p> <p>※監事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を</p>	<p>(新設)</p>	<p>●（監事の解任）</p> <p><u>第 48 条</u> 監事が第 33 条第 1 項各号 ^{〔⇒p9〕} に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要項目※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。</p> <p>3 監事は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) 死亡</p>	<p>規定しておく必要あり。</p> <p>※第2項は法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>×「30日以内」の期限は、法律で規定されている事項であるため、変更することは不可能。</p>		<p>2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。</p>	
<p>（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）</p> <p>第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p> <p>3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。</p> <p>4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p> <p>5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）</p> <p>第49条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p> <p>3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。</p> <p>4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p> <p>5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</p>	
<p>（監事に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。</p> <p>2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	<p>※監事の総数が2人を下回ることとなった場合に、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有することについては、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定（ただし、2人を超える人数を設定したい場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。）。</p> <p>※第2項は、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（監事に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第50条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が2人（2人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項においても同じ。）を下回ることとなった場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。</p> <p>2 監事の総数が2人を下回ることとなった場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>3 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p>	
<p>第2節 職務等</p>		<p>（新設）</p>		
<p>（監事の職務）</p> <p>第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※改正後の私立学校法第103条第2項に</p>	<p>（監事の職務）</p> <p>第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況を監査すること。</p>	<p>●（監事の職務）</p> <p>第52条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。</p> <p>(3) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並</p>	

令和5年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和6/3/5版)	留意事項 ※:補足説明 □:チェックポイント ○:可能なこと×:不可能なこと ※赤字部分は必要事項、※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(3) <u>理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務</p> <p>2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。</p>	<p>において、毎会計年度終了後3月以内に計算書類等を作成しなければならないとされていることから、「3月以内」としているが、各学校法人の判断で、より短い期間とすることも可能。</p> <p>※理事会及び評議員会の招集担当理事を理事長以外の理事にしている場合には、当該理事に対して請求することとされていること。</p> <p>×「5日以内」、「2週間以内」との期限は、法律で規定されている事項であるため、変更することは不可能。</p>	<p>業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p>(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</p>	<p>びに理事選任機関に対し報告すること。</p> <p>(4) この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務</p> <p>●(理事会及び評議員会への出席義務等)</p> <p>第55条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>2 第39条第2項の規定【評議員会での説明義務】は、監事について準用する。</p> <p>●(理事会等への報告)</p> <p>第56条 監事は、第52条第1号の監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。</p> <p>2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。</p> <p>●(理事会及び評議員会の招集)</p> <p>第57条 監事は、前条第2項の報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について第41条第1項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第41条第1項又は第70条第1項の規定【理事による理事会又は評議員会の招集】にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。</p> <p>●(常勤の監事の選定の特例)</p> <p>第145条 大臣所轄学校法人等のその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。</p>	<p>●(監査報告の作成)</p> <p>第19条 法第56条第1項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>(1) 当該学校法人(法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。)の理事及び職員</p> <p>(2) 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者</p> <p>(3) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、当該学校法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p> <p>●(常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準)</p> <p>第4条 法第145条第1項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の政令で定める大臣所轄学校法人等又は法第152条第5項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常</p>
<p>(常勤監事の選定及び解職)</p> <p>第30条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。</p>	<p>※常勤監事を置く場合には、必要の記載事項。 【法145条2項】 ※常勤監事を置かない場合は、規定しない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>●(常勤の監事の選定の特例)</p> <p>第145条 大臣所轄学校法人等のその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。</p>	<p>●(常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準)</p> <p>第4条 法第145条第1項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の政令で定める大臣所轄学校法人等又は法第152条第5項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
	<p>※常勤監事の選定・解職の方法は、学校法人の判断に委ねられていること。</p> <p>※現在は常勤監事を置かないものの、将来的に置く可能性がある場合には、以下のように規定することも考えられる。</p> <p>（常勤監事の選定及び解職）</p> <p>第30条 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。</p>		<p>2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第7号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。</p>	<p>的な収益の額が100億円以上であること。</p> <p>(2) 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること。</p> <p>2 計算書類承認前期間については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、成立時貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることとする。</p> <p>●（文部科学省令への委任）</p> <p>第5条 第3条第1項第1号及び前条第1項第1号の経常的な収益の額の計算方法その他の前2条の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。</p>
<p>（調査権限等）</p> <p>第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。</p> <p>4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※子法人がない場合には、規定しない。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（監事の調査権限）</p> <p>第53条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>●（評議員会に提出する議案等の調査義務）</p> <p>第54条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p>	<p>●（監事の調査の対象）</p> <p>第18条 法第54条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。</p>
<p>（理事の行為の差止め）</p> <p>第32条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p>	<p>※必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（監事の職務）</p> <p>第16条</p> <p>3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p>	<p>●（監事による理事の行為の差止め）</p> <p>第58条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p>	
<p>第6章 評議員会及び評議員</p>		<p>第4章 評議員会及び評議員</p>		
<p>第1節 評議員の選任及び解任等</p>		<p>（新設）</p>		
	<p>※評議員の選任方法は必要記載事項。</p> <p>【法23条1項8号】【⇒p1】</p> <p>※評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられている。</p>			

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要項目※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>（例1：評議員会で評議員を選任する場合） （評議員の選任） 第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。</p> <p>(1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任した者 ○○名 (3) 学識経験者のうちから選任した者 ○○名</p> <p>2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。</p> <p>5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、<u>評議員選任・解任規程</u>において定める。</p> <p>（例2：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合） （評議員の選任） 第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名 (2) ○○大学○○学部長 (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、評議員会において選任した者 ○○名 (4) 学識経験者のうちから、第4号評議員選任委員会において選任した者 ○○名</p> <p>2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 第1項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。</p>	<p>（以下のチェックポイントは例1・例2共通）</p> <p>□理事や監事を兼ねることになっていないこと。</p> <p>□職員が1人以上は含まれる構成になっていること。</p> <p>□設置する学校を卒業した者で25歳以上の者が1人以上は含まれる構成になっていること（要件を満たす卒業生がない場合は、改正附則第6項の規定ぶりを参考にすること。）。</p> <p>□職員が評議員の総数の3分の1を超える構成になっていないこと。</p> <p>○職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能（ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。）。</p> <p>※評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。</p> <p>※評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる（決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要。）。</p> <p>□理事又は理事会が選任する評議員が評議員の総数の2分の1を超える構成になっていないこと（なお、充て職評議員の場合は、当該職を選任している者が理事又は理事会であれば、理事又は理事会が選任する評議員に該当することとなる。）。</p> <p>※○○○○学校校長を評議員とする場合には、当該校長は理事に選任されていない者である必要がある。</p> <p>○職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能（ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。）。</p> <p>○その職を退いた場合、評議員の職を失うこととすることも可能。</p>	<p>（評議員の選任） 第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、<u>理事会</u>において選任した者 ○○人 (3) 学識経験者のうちから、<u>理事会</u>において選任した者 ○○人</p> <p>2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>●（評議員の選任等） 第61条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、<u>寄附行為</u>をもって定めるところにより、選任する。</p> <p>2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。</p> <p>3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>4 第4号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。</p> <p>5 評議員会及び第4号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。</p> <p>7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、<u>評議員選任・解任規程</u>において定める。</p>	<p>※評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。</p> <p>※評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる（決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要。）。</p>			
<p>（評議員の資格）</p> <p>第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</p>	<p>※必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●第31条（理事の資格及び構成）【⇒p7】</p> <p>●第46条（監事の資格）【⇒p19】</p> <p>●（評議員の資格及び構成）</p> <p>第62条 第31条第1項各号【⇒p7】に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <p>2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。</p> <p>3 評議員には、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。</p> <p>(1) 当該学校法人の職員</p> <p>(2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。※令和8年度定時評議員会までの経過措置：3人以上の評議員【附則第2条第2項】</p> <p>5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。</p> <p>(2) 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えないこと。※令和8年度定時評議員会までの経過措置：1/3を超えないこと【附則第2条第2項】</p>	
<p>（評議員の任期）</p> <p>第35条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 評議員は、再任されることができる。</p>	<p>※評議員の任期は必要記載事項。【法23条1項8号】【⇒p1】</p> <p>○評議員の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は評議員の任期を超えてはならないことに留意すること。</p> <p>□「選任後○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」となっていること</p>	<p>（任期）</p> <p>第25条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 評議員は、再任されることができる。</p>	<p>●（評議員の任期）</p> <p>第63条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6年以内とする。</p> <p>2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
	<p>（任期の終期は、法律の規定により「定時評議員会の終結の時まで」となるため、「年度末まで」等とすることは不可能。）。</p> <p>□「〇年」は6年以内の期間であること。 □「〇年」は理事の任期について寄附行為に規定された期間以上であること。 ×任期を「〇年間」などの不変期間とすることは不可。 ○評議員の任期を、選任する機関ごとなどに分けてそれぞれ定めることも可能（ただし、選任機関ごとなどに異なる任期となることについて合理的な理由があることや、最も短い評議員の任期が、最も長い理事の任期以上となっている必要がある。）。</p> <p>※補欠の評議員の任期を前任者の残任期間とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p>			
<p>（評議員の解任及び退任）</p> <p>第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>2 評議員は、次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了 (2) 辞任 (3) 死亡</p> <p>3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>※評議員の解任方法は必要記載事項。 【法23条1項8号】【⇒p1】</p> <p>□原則として、選任したものが解任することとなっていること。</p> <p>※解任事由を具体的にどのようなものとするかは学校法人の判断であるが、社会通念上合理的かつ適切な内容であることが求められる。</p> <p>※評議員の総数が6人を下回ることとなった場合に、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有することについては、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定（ただし、6人を超える人数を設定したい場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。）。</p>	<p>（評議員の解任及び退任）</p> <p>第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>（削除）</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 評議員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了 (2) 辞任 (3) 死亡 （新設）</p>	<p>●（評議員の解任）</p> <p>第64条 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。</p> <p>●（評議員に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第65条 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによって評議員の総数が6人（6人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなった場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員（同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>2 評議員の総数が6人を下回ることとなった場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。</p>	
<p>第2節 評議員会及び評議員の職務等</p>		<p>（新設）</p>		
<p>（評議員会の構成）</p> <p>第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（評議員会）</p> <p>第20条 この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。 3～12 ⇒ 移動</p>	<p>●（評議員会の職務等）</p> <p>第66条 評議員会は、全ての評議員で組織する。</p>	

<p>令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）</p>	<p>留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項 ※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
<p>（評議員会の職務等） 第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>重要な資産の処分又は譲受け</u> (2) <u>多額の借財</u></p> <p>(3) <u>予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更</u> (4) <u>役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更</u> (5) <u>収益事業に関する重要事項</u> (6) <u>私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更</u> (7) <u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u> (8) <u>寄附金品の募集に関する事項</u></p> <p>(9) <u>その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</u></p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。</p> <p>(1) <u>私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更</u> (2) <u>私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</u> (3) <u>合併</u></p>	<p>※第2項第7号から第9号に掲げる事項について、評議員会の意見を聴かなければならないこととするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられていること。</p> <p>○事業に関する中期的な計画の作成又は変更など第2項各号に掲げる事項については、各学校法人の判断で、評議員会の決議事項とすることも可能。</p> <p>※収益事業を行わない場合には、第5号は規定しない。</p> <p>※第1号のうち私立学校法施行規則において評議員会の決議事項とされていない事項を評議員会の決議事項とすることは、各学校法人の判断に委ねられている（ただし、決議事項としない場合は、第2項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要である。）。</p>	<p>（評議員会の意見具申等） 第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>（諮問事項） 第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（新設） (3) <u>借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</u> (1) <u>予算及び事業計画</u> (2) <u>事業に関する中期的な計画</u> (4) <u>役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</u> (9) <u>収益事業に関する重要事項</u> (6) <u>寄附行為の変更</u></p> <p>(5) <u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u> (10) <u>寄附金品の募集に関する事項</u> (7) <u>合併（削除）</u> (8) <u>目的たる事業の成功の不能による解散（削除）</u> (11) <u>その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</u></p> <p>（新設）</p>	<p>●第66条（評議員会の職務等） 2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。 (2) この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。 (3) この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務 (5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務 3 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができない。 4 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めることを妨げない。</p> <p>●第23条第1項（寄附行為の認可）【⇒p1】</p> <p>●（寄附行為の変更、解散及び合併の特例） 第150条 大臣所轄学校法人等においては、第108条第1項の規定による寄附行為の変更（軽微な変更として<u>文部科学省令</u>で定めるものを除く。）、第109条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による解散又は第126条第1項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第108条第2項、第109条第2項又は第126条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>●第108条第1項（寄附行為の変更）【⇒p45】 ●第109条第1項第1号（任意解散）【⇒p46】</p>	<p>●（寄附行為の軽微な変更） 第54条 法第150条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。 (1) 法第23条第1項第4号、第6号（理事会の決議に係る事項を除く。）、第9号（評議員会の決議に係る事項を除く。）、第11号、第12号及び第16号（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項 (2) 第46条第1項第1号に掲げる事項 (3) 法第23条第1項各号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項以外の事項</p>
<p>（理事の行為の差止めの求め） 第39条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うこと</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（評議員会による理事の行為の差止めの求め） 第67条 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第58条第1項の訴えの提起を監事に求めることができる。</p> <p>2 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われな</p>	

令和5年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和6/3/5版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないうちは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p>			<p>いときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。</p> <p>3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p>	
<p>(責任追及の訴えの求め) 第40条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>(新設)</p>	<p>●(責任追及の訴え) 第140条 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え(以下この款において「責任追及の訴え」という。)の提起を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から60日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事(理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事)は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する場合において、第1項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。</p>	<p>●(責任追及の訴えの提起の請求方法) 第50条 法第140条第1項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第8条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。</p> <p>(1) 被告となるべき者 (2) 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実</p> <p>●(訴えを提起しない理由の通知方法) 第51条 法第140条第3項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第8条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。</p> <p>(1) 学校法人が行つた調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。) (2) 請求対象者(役員、会計監査人又は清算人であつて、法第140条第1項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による請求に係る前条第1号に掲げるものをいう。次号において同じ。)の責任又は義務の有無についての判断及びその理由 (3) 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由</p>
<p>第3節 評議員会の運営</p>		<p>(新設)</p>		
<p>(開催) 第41条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p>	<p>※定時評議員会は、原則として4月から6月までの一定の時期に開催すること。</p> <p>○定時評議員会の開催時期を、「毎会計年度終了後3月以内」と規定することも可能。</p>	<p>(新設)</p>	<p>●(評議員会の招集の時期) 第69条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。</p> <p>2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。</p>	
<p>(招集) 第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。</p>	<p>※評議員会の招集方法は必要的記載事項。【法23条1項9号】【⇒p1】</p> <p>□評議員会の招集方法(誰がどのように招集するのかなど)について明記されていること。</p> <p>□理事が招集することとなっていること。</p> <p>※理事が招集することとなっていれば、具体的な招集方法は各学校法人の判断に委ねられていること(第4項も参照すること。)</p>	<p>(評議員会) 第20条 3 評議員会は、理事長が招集する。</p>	<p>●(評議員会の招集の手続等) 第70条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>2 <u>評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。</u></p> <p>4 <u>評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</u> (1) 会議の日時及び場所 (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項 (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨 (4) 私立学校法施行規則で定める事項</p> <p>5 <u>前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</u></p>	<p>○理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>○10分の1を下回る割合とすることも可能。</p> <p>□理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるとされていること。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>○10分の1を下回る割合とすることも可能。</p> <p>○30日を下回る期間とすることも可能。</p> <p>□理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して請求することとされていること。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>×例外的な事由がある場合（「やむを得ない場合」や「緊急を要する場合」）でも、期間の短縮は不可能。</p> <p>○評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	<p>4 <u>理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 <u>評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>●（評議員会の招集等の請求）</p> <p>第71条 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>2 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日（これを下回る期間を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。</p> <p>●（評議員会の招集の手続等）</p> <p>第70条</p> <p>2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所 (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項 (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨 (4) 前3号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。</p> <p>4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。</p> <p>5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。</p> <p>6 前2項の通知には、第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>●（評議員会を招集する場合に定める事項）</p> <p>第20条 法第70条第2項第4号（法第73条において準用する場合及び法第147条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨</p> <p>(2) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信の技術を利用する方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨</p> <p>●（法第70条第5項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第2条 法第70条第5項（法第152条第6項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による承諾は、理事が、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る評議員に対し法第70条第5項の規定による通知の発出に用いる情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示した上で、当該評議員から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 理事は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る評議員から書面等により法第70条第5項の規定による情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該方法による通知の発出をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該評議員から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	<p style="text-align: center;">留意事項</p> <p>※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項の強制事項 ※青字部分は「備考欄」</p>	<p style="text-align: center;">対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法条文</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法施行令・施行規則</p>
				<p>3 前 2 項の規定は、法第 72 条第 4 項 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による承諾について準用する。この場合において、前 2 項中「理事」とあるのは「評議員」と、「評議員」とあるのは「他の評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 73 条 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) において準用する法第 72 条第 4 項の規定による承諾について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。</p> <p>● (評議員会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容)</p> <p>第 21 条 令第 2 条第 1 項 (同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により示すべき情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>① 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>② 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>□ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>● (情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第 22 条 令第 2 条第 1 項 (同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。) の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第 2 条第 1 項の承諾又は同条第 2 項の申出 (以下この項において「承諾等」という。) をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法</p> <p>(2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項の強調 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
				<p>力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>●（情報通信の技術を利用する方法） 第8条 ⇒p15</p>
<p>（評議員による招集）</p> <p>第43条 前条第2項の規定による請求があつた日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が寄せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。</p> <p>2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>×「30日以内」との期限は、法律で規定されている事項であるため、変更することは不可能。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（評議員による評議員会の招集等）</p> <p>第72条 前条第1項の規定による請求があつた日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が寄せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。</p> <p>2 第70条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、同条第2項各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>3 第70条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日前1週間前までに、同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）に対して、書面での通知をしなければならない。</p> <p>4 第1項の評議員は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、他の評議員の承諾を得て、第1項の評議員の使用に係る電子計算機と他の評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知をすることができる。この場合において、同項の評議員は、前項の書面による通知を発したものとみなす。</p> <p>5 前2項の通知には、第70条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>●（評議員による議案の提出）</p> <p>第75条 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。第3項において同じ。）以上の賛成を得られなかつた日から3年を経過していない場合は、この限りでない。</p> <p>2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日前20日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第70条第4項又は第5項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。</p> <p>3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為</p>	<p>（法第70条第5項の規定による承諾に関する手続等） 第2条 ⇒p28</p> <p>●（情報通信の技術を利用する方法） 第8条 ⇒ p15</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項の削除 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、適用しない。</p> <p>●（評議員会及び評議員の特例）</p> <p>第147条 大臣所轄学校法人等についての第71条、第72条及び第75条の規定の適用については、第71条並びに第75条第1項及び第2項中「3分の1」とあるのは「10分の1」と、第71条第2項、第72条第1項及び第75条第2項中「20日」とあるのは「30日」とする。</p>	
<p>（監事による招集）</p> <p>第44条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（監事による評議員会の招集等）</p> <p>第73条 前条第2項から第5項【⇒p30】までの規定は、第57条第2項【⇒p21】の規定により監事が評議員会を招集する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「その全員の協議により、同条第2項各号」とあり、及び同条第5項中「第70条第2項各号」とあるのは「第70条第2項第1号、第2号及び第4号」と、同条第3項中「同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）」とあり、及び同条第4項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。</p>	
<p>（招集手続の省略）</p> <p>第45条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（招集手続の省略）</p> <p>第74条 第70条第4項から第6項までの規定【⇒p28】及び第72条第3項から第5項まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	
<p>（運営）</p> <p>第46条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。</p>	<p>※評議員会の議長の選任方法等については、各学校法人の判断に委ねられている。ただし、評議員の議長は評議員のうちから選定されることが通常であると考えられる。</p>	<p>（評議員会）</p> <p>第20条 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。</p>		
<p>（決議）</p> <p>第47条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>×評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できない。</p>	<p>（評議員会）</p> <p>第20条 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。（削除） 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。（削除） 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p>	<p>●（評議員会の決議）</p> <p>第76条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第48条第1項【監事の解任】又は第92条第1項【責任の一部免除】の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第91条【学校法人に対する損害賠償責任の免除】の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。</p>	

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。</p> <p>4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。</p>	<p>※書面やメール等による意思表示を認める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p> <p>×書面開催は不可。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p>	<p>4 前 3 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p> <p>5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第 70 条第 5 項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとするができる。</p> <p>6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第 87 条において準用する一般社団・財団法人法第 109 条第 2 項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。</p> <p>●第 48 条 (監事の解任) 【⇒p19】</p> <p>●第 91 条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除) 【⇒p38】</p> <p>●第 92 条 (責任の一部免除) 【⇒p38】</p>	
<p>(議事録)</p> <p>第 48 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かななければならない。</p>	<p>※議事録の署名担当者を定め、以下のよう規定することも可能。</p> <p>2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かななければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 21 条 第 19 条第 1 項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。</p> <p>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。</p>	<p>●(評議員会の議事録)</p> <p>第 78 条 評議員会の議事については、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、評議員会の日から 10 年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かななければならない。</p> <p>3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>(3) 第 1 項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p>	<p>●(評議員会の議事録)</p> <p>第 23 条 法第 78 条第 1 項 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>(1) 評議員会が開催された日時及び場所 (当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>(2) 評議員会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨</p> <p>イ 法第 57 条第 1 項 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による監事の請求を受けて招集されたもの 【⇒p21】</p> <p>ロ 法第 57 条第 2 項 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により監事が招集したものの</p> <p>ハ 法第 71 条第 1 項 (法第 147 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの 【⇒p28】</p> <p>ニ 法第 72 条第 1 項 (法第 147 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により評議員が招集したものの 【⇒p30】</p> <p>(3) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>(5) 次に掲げる規定 (リ及び次に掲げる規定を除き、これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第 49 条第 3 項 【⇒p20】</p> <p>ロ 法第 49 条第 4 項</p> <p>ハ 法第 54 条 【⇒p22】</p> <p>ニ 法第 55 条第 1 項 【⇒p21】</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
				<p>ホ 法第56条第2項 【⇒p21】 へ 法第83条第3項 【⇒p35】 ト 法第84条第3項 【⇒p35】 チ 法第84条第4項 リ 法第87条（法第152条第6項において準用する場合を含む。又において同じ。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項 【会計監査人の意見陳述】 又 法第87条において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項 ル 法第105条第3項 【⇒p42】 (6) 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称 (7) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名 (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 4 法第79条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条 【評議員会への報告省略】の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合には、評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。 (1) 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容 (2) 評議員会への報告があつたものとみなされた日 (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第7条 【⇒p18】</p>
<p>（役員の出席等） 第49条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。 2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。</p>	<p>※代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。</p>	<p>（新設）</p>	<p>●（理事の報告義務等） 【⇒p14】 第39条 略 2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。〔後略〕</p> <p>●（監事の職務） 【⇒p20】 第52条 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 略 (2) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。〔後略〕</p> <p>●（理事会及び評議員会への出席義務等） 第55条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 2 第39条第2項の規定 【評議員会での説明義務】は、監事について準用する。</p>	
<p>第7章 理事会と評議員会の協議</p>		<p>（新設）</p>		
<p>（例1：理事・評議員協議会を設置する場合） （理事会及び評議員会の協議） 第50条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理</p>	<p>（以下の補足説明は例1及び例2で共通） ※理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについて規定するかどうか</p>	<p>（新設）</p>		

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>事と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から 20 日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。</p> <p>3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。</p> <p>4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p> <p>6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。</p> <p>(例 2: 理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合) (理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第 50 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。</p> <p>2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。</p> <p>3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p>	<p>かは、学校法人の判断に委ねられるが、業務の円滑な推進のためにも積極的に検討を行うこと。</p> <p>※ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。</p> <p>※理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。</p>			
<p>第 8 章 会計監査人</p>		(新設)		
<p>第 1 節 選任及び解任等</p>		(新設)		
<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 51 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p>		(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ● (会計監査人の選任等) 第 80 条 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。 2 学校法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。 ● (会計監査人の資格) 第 81 条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。第 3 項第 2 号及び第 86 条第 6 項第 3 号において同じ。)又は監査法人でなければならない。 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員(次項第 2 号に掲げる者を除く。)の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公認会計士法の規定により、第 103 条第 2 項に 	

令和5年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和6/3/5版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項の強調 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>規定する計算書類について監査をすることができない者</p> <p>(2) 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>(3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第52条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。</p>		(新設)	<p>● (会計監査人の任期)</p> <p>第82条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人(第18条第2項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。)が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。</p>	
<p>(会計監査人の解任)</p> <p>第53条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</p> <p>2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待つとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。</p>	<p>※会計監査人の解任事由は、第1号から第3号の事由に限定されている。</p>	(新設)	<p>● (会計監査人の解任)</p> <p>第83条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待つとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任することができる。</p> <p>3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。</p>	
<p>(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)</p> <p>第54条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。</p> <p>2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行われなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p>		(新設)	<p>● (会計監査人の選任及び解任等に関する手続)</p> <p>第84条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。</p> <p>2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行われなければならない。</p> <p>3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p> <p>5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集す</p>	

<p>令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)</p>	<p>留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
<p>5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</p>			<p>る旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</p>	
<p>(会計監査人に欠員を生じた場合の措置) 第 55 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。</p>		<p>(新設)</p>	<p>● (会計監査人に欠員を生じた場合の措置) 第 85 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。 2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。 3 第 81 条及び第 83 条第 1 項の規定は、第 1 項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第 1 項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第 2 節 会計監査人の職務等 (会計監査人の職務等) 第 56 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、〔この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は〕この法人（若しくはその子法人）の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(新設) (新設) ※子法人がない場合には、〔 〕内は規定しない。</p>	<p>(新設) (新設) ● (会計監査人の職務等) 第 86 条 会計監査人は、第 5 節の定めるところにより、第 103 条第 2 項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。 2 会計監査人は、監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。 3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 6 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。 (1) 第 81 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者 (2) 自己が会計監査人（前条第 1 項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）に選任されている学校法</p>	<p>● (会計監査人が監査する書類) 第 24 条 法第 86 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。 ● (会計監査報告の作成) 第 25 条 法第 86 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 (1) 当該学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）の理事及び職員 (2) 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者 (3) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 ● (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第 7 条 【⇒p18】</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者 (3) 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者	
第9章 予算及び事業計画等		（新設）		
（会計年度） 第57条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。	※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。	（会計年度） 第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。	●（会計年度） 第98条 学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。	
（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画） 第58条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。	×予算及び事業計画の作成及び変更は、理事会の決議事項であり、特定の理事に委任等することは不可。 ※事業に関する中期的な計画は、原則として5年以上の期間を定めること。	（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画） 第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。	●（予算及び事業計画） 第99条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。 ●（理事会の職務等） 第36条 【⇒p10】 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。 (1)～(5) 略 (6) 予算及び事業計画の作成又は変更（後略） ●（体制の整備及び中期事業計画の作成等） 第148条 大臣所轄学校法人等は、第36条第3項第5号に規定する体制を整備しなければならない。 2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第4項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。 3 前項の場合における第36条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第6号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第148条第2項に規定する中期事業計画」とする。 4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄する学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえなければならない。	
（役員及び評議員の報酬） 第59条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。	※役員及び評議員への報酬等の支給の基準を定めるとともに、当該基準に従って支給しなければならないことは、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。	（役員の報酬） 第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	●（役員及び評議員に対する報酬等） 第100条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。）について、 文部科学省令 で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。	● 第28条 法第100条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、役員及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

<p>令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)</p>	<p>留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと×: 不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
<p>(責任の免除)</p> <p>第 60 条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。</p> <p>4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。</p> <p>5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。</p>	<p>※役員又は会計監査人の責任の一部免除を行わない場合には、規定しない。 ※理事会の決議による役員の責任の一部免除を行う場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。 ※本規定は私立学校法第 93 条第 1 項に基づく責任の免除であり、私立学校法第 91 条及び第 92 条に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくても可能。 ※第 2 項以降は、法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。</p> <p>※異議申述期間は、1 か月以上の期間としなければならない。</p> <p>○10 分の 1 を下回る割合とすることも可能。</p>	<p>(責任の免除)</p> <p>第 9 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法に<u>関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>● (理事会による免除に関する寄附行為の定め)</p> <p>第 93 条 第 91 条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第 88 条第 1 項の責任【<u>役員等の学校法人に対する損害賠償責任</u>】について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。</p> <p>2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1 月を下ることができない。</p> <p>4 評議員の総数の 10 分の 1 (これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合) 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。</p> <p>5 前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。</p> <p>● (学校法人に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第 91 条 第 88 条第 1 項の責任【<u>役員等の学校法人に対する損害賠償責任</u>】は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。</p> <p>● (責任の一部免除)</p> <p>第 92 条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第 88 条第 1 項の責任【<u>役員等の学校法人に対する損害賠償責任</u>】は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額(第 94 条第 1 項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。</p> <p>(1) 賠償の責任を負う額 (2) 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の年間当たりの額に相当する額と</p>	<p>● (責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)</p> <p>第 26 条 法第 92 条第 1 項第 2 号(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 役員又は会計監査人がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員が当該学校法人(法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。))の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が 1 年でない場合にあつては、当該合計額を 1 年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額</p> <p>イ 法第 92 条第 1 項(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日</p> <p>ロ 法第 93 条第 1 項(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による寄附行為の定めに基づいて</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項に該当事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>して文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 6</p> <p>ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの4</p> <p>① 代表業務執行理事及び業務執行理事</p> <p>② 当該学校法人の業務を執行した理事（①に掲げる理事を除く。）</p> <p>③ 当該学校法人の職員である理事</p> <p>ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2</p> <p>2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。</p> <p>(1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>3 理事は、第88条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならぬ。</p> <p>4 第1項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。</p>	<p>責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日</p> <p>ハ 法第94条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）</p> <p>(2) イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額</p> <p>イ 次に掲げる額の合計額</p> <p>① 当該役員又は会計監査人が当該学校法人から受けた退職慰労金の額</p> <p>② 当該役員が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額</p> <p>③ ①又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額</p> <p>ロ 当該役員又は会計監査人がその職に就いていた年数（当該役員又は会計監査人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）</p> <p>① 理事長 6</p> <p>② 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの4</p> <p>(i) 代表業務執行理事及び業務執行理事</p> <p>(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）</p> <p>(iii) 当該学校法人の職員である理事</p> <p>③ 理事（①及び②に掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2</p> <p>●（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）</p> <p>第27条 法第92条第4項（法第93条第5項及び第94条第5項において準用する場合を含む。）（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 退職慰労金</p> <p>(2) 当該役員が当該学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人）の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分</p> <p>(3) 前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益</p>
<p>（責任限定契約）</p> <p>第61条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。</p>	<p>※役員又は会計監査人と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。</p> <p>※役員又は会計監査人と責任限定契約を締結する場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p> <p>※規定する場合には、役員又は会計監査人ととの個別の契約の際に設定することができる額の範囲を定めておく必要あり。</p>	<p>（責任限定契約）</p> <p>第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結す</p>	<p>●（責任限定契約）</p> <p>第94条 第91条の規定【学校法人に対する損害賠償責任の免除】にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人の第88条第1項の責任〔役員等の学校法人に対する損害賠償責任〕について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定め</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	<p style="text-align: center;">留意事項</p> ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項記載事項 ※青字部分は「備考欄」	<p style="text-align: center;">対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法条文</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法施行令・施行規則</p>
		<p>ることができる。</p>	<p>ることができる。</p> <p>2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。</p> <p>3 理事は、寄附行為を変更して第1項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>4 第1項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 第92条第2項第1号及び第2号に掲げる事項 (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 (3) 第88条第1項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 第92条第4項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第1項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p>	
第10章 資産及び会計	※資産及び会計に関する事項は必要的記載事項。【法23条1項12号】【⇒p1】	第5章 資産及び会計		
<p>（資産）</p> <p>第62条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。</p>		<p>（資産）</p> <p>第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。</p>		
<p>（資産の区分）</p> <p>第63条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産（又は収益事業用財産）に編入する。</p>	<p>※収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。</p> <p>※収益事業を行わない場合には、規定しない。</p> <p>※収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。</p>	<p>（資産の区分）</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。</p>		
<p>（基本財産の処分の制限）</p> <p>第64条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、</p>		<p>（基本財産の処分の制限）</p> <p>第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由</p>	<p>●（学校法人等の財産の処分に関する罪）</p> <p>第159条 学校法人又は第152条第5項の法人【準学校法人】に係る第157条第1項各号に掲げる者が、</p>	

令和5年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和6/3/5版)	留意事項 ※:補足説明 □:チェックポイント ○:可能なこと×:不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。		があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。	当該学校法人又は第152条第5項の法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
(積立金の保管) 第65条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。	※「確実な」の意味は、学校における安定的・継続的な教育活動に資するべく運用の安全性が相当程度期待される旨の趣旨であり、学校法人の資産運用に関しては責任ある意思決定及び管理体制の整備について各学校法人で検討すること。	(積立金の保管) 第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。		
(経費の支弁) 第66条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。		(経費の支弁) 第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。		
(会計) 第67条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。	※必ずしも寄附行為に記載する必要はない確認的な規定。 ※収益事業を行わない場合には、規定しない。	(会計) 第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。	●(会計の原則) 第101条 学校法人は、文部科学省令で定める基準【学校法人会計基準】に従い、会計処理を行わなければならない。 ●(会計帳簿) 第102条 学校法人は、文部科学省令【学校法人会計基準】で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。	
(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄) 第68条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。	×基本財産の処分や借入金、その他予算外における新たな義務の負担又は権利の放棄は、理事会の決議事項であり、特定の理事に委任等することは不可。	(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄) 第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。	● 第36条 (理事会の職務等) 1・2 【⇒p10】 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。 (1) 重要な資産の処分及び譲受け (2) 多額の借財	
(事業報告及び決算) 第69条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 計算書類 (4) 計算書類の附属明細書 (5) 財産目録	○理事長以外の者が作成することも可能。	(決算及び実績の報告) 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。	●(計算書類等の作成及び保存) 第103条 学校法人は、文部科学省令【学校法人会計基準】で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。 2 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、 文部科学省令 で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。))及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。 3 計算書類等は、電磁的記録をもって作成することができる。	● 第29条 法第103条第2項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による事業報告書及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる 2 事業報告書は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 (1) 当該学校法人(法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人)の状況に関する重要な事項(計算書類等類(計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。))の内容となる事項を除く。

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項の強調 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>○理事長以外の者が報告することも可能。</p> <p>※収益事業を行わない場合には、規定しない。</p>	<p>2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。</p> <p>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>4 学校法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。</p> <p>（計算書類等の監査等）</p> <p>第104条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第1項及び第106条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。</p> <p>●（計算書類及び事業報告並びに監査報告の評議員への提供等）</p> <p>第105条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。</p> <p>2 理事は、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。</p> <p>3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。</p>	<p>(2) 法第36条第3項第5号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要【⇒p16】</p> <p>3 事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p> <p>●（計算関係書類の監査）</p> <p>第30条 法第104条第1項及び第2項（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する監査には、公認会計士法第2条第1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。</p> <p>●第31条～第38条 [略]</p> <p>●（事業報告書等の監査）</p> <p>第39条 法第104条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の監査（事業報告書及びその附属明細書に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。</p> <p>●第40条～第41条 [略]</p> <p>●第42条 法第105条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による計算書類及び事業報告書並びに監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供書類等」という。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。</p> <p>2 定時評議員会の招集通知（法第70条第4項又は第5項（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の通知をいう。次項において同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。【⇒p28】</p> <p>(1) 書類の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供</p> <p>(2) 情報通信の技術を利用する方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該書面に記載された事項の提供</p> <p>ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合</p>

<p>令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）</p>	<p>留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」</p>	<p>対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）</p>	<p>関連する私学法条文</p>	<p>関連する私学法施行令・施行規則</p>
				<p>情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記録された事項の提供</p> <p>3 理事は、計算書類又は事業報告書の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。</p>
<p>（財産目録等の備置き及び閲覧等）</p> <p>第70条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第76条第2号において同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない 確認的な規定。</p>	<p>（財産目録等の備付け及び閲覧）</p> <p>第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。</p>	<p>●（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）</p> <p>第107条 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財産目録</p> <p>(2) 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿</p> <p>(3) 第100条第1項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。</p> <p>3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第2号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。</p> <p>5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>(1) 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>(2) 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第1項第2号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。</p> <p>（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）</p> <p>第106条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第2項の定時評議員会の日から1週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記録された事項の提供</p> <p>3 理事は、計算書類又は事業報告書の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。</p> <p>●第43条 法第107条第1項第1号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。</p> <p>2 法第104条【計算書類等の監査等】及び第105条【計算書類及び事業報告並びに監査報告の評議員への提供等】（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）並びに第30条から前条までの規定は、学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人）が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。</p> <p>●（電磁的記録の備置きに関する特則）</p> <p>第6条 次に掲げる規定（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、学校法人（同項において準用する場合にあつては、同条第5項の法人（以下「準学校法人」という。）。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線と接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて学校法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>(1) 法第27条第2項 【⇒p44】</p> <p>(2) 法第106条第2項 【⇒p44】</p> <p>(3) 法第107条第4項 【⇒p43】</p> <p>●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第7条 【⇒p18】</p>

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	<p style="text-align: center;">留意事項</p> ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要の項に該当事項 ※青字部分は「備考欄」	<p style="text-align: center;">対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法条文</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法施行令・施行規則</p>
			<p>2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第 2 項の定時評議員会の日の 1 週間前の日から 3 年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第 3 号及び第 4 号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として[文部科学省令]で定めるものをつとめているときは、この限りでない。</p> <p>3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>(1) 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>(3) 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を[文部科学省令]で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>● (計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例) 第 149 条 第 144 条第 3 項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第 106 条の規定の適用については、同条第 4 項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。</p> <p>2 大臣所轄学校法人等についての第 107 条の規定の適用については、同条第 5 項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。</p> <p>● (寄附行為の備置き及び閲覧等) 第 27 条 学校法人は、寄附行為を、その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第 3 号及び第 4 号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として[文部科学省令]で定めるものをつとめているときは、この限りでない。</p>	<p>● (電磁的記録の備置きに関する特例) 第 6 条 [⇒p43]</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第 7 条 [⇒p18]</p> <p>● (電磁的記録の備置きに関する特例) 第 6 条 [⇒p43]</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>(3) 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「文部科学省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（学校法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて「文部科学省令」で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>4 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第1号及び第3号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p>	<p>●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第7条 【⇒p18】</p> <p>●（情報通信の技術を利用する方法） 第8条 【⇒p15】</p>
<p>（資産総額の変更登記） 第71条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。</p>	<p>※法律で規定されている事項であり、必ずしも寄附行為に記載する必要はない確定的な規定。</p>	<p>（資産総額の変更登記） 第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。</p>	<p>●（登記） 第22条 学校法人は、政令【組合等登記令】の定めるところにより、登記しなければならない。</p>	
<p>第11章 寄附行為の変更</p>		<p>第7章 寄附行為の変更</p>		
<p>（寄附行為の変更） 第72条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>※寄附行為の変更に関する事項は必要記載事項。【法23条1項15号】【⇒p1】</p> <p>※括弧書きにおいて除く私立学校法第23条の規定は、第38条第2項第6号において規定した内容と同じ内容とすること。</p>	<p>（寄附行為の変更） 第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>●寄附行為の変更 第108条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 寄附行為の変更（軽微な変更として「文部科学省令」で定めるものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第24条第1項の規定【寄附行為の認可の審査】は、前項の認可について準用する。</p>	<p>●（寄附行為変更認可申請手続等） 第44条 法第108条第3項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。</p> <p>(1) 寄附行為所定の手続（法第108条第1項及び第2項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等（法第150条の軽微な変更として文部科学省令で定めるもの以外の寄附行為の変更の認可を受けようとするものに限る。））にあつては、評議員会の決議を含む。）を経たことを証する書類</p> <p>(2) 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該学校法人の概要を記載した書類</p> <p>ロ 第3条第1項第10号に掲げる書類</p> <p>(3) その他所轄庁が定める書類</p> <p>2～12 【略】</p>

令和 5 年改正後作成例 (大臣所轄法人 令和 6/3/5 版)	留意事項 ※: 補足説明 □: チェックポイント ○: 可能なこと ×: 不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和 5 年改正前作成例 (大臣所轄法人)	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<p>5 学校法人は、第 3 項の^{文部科学省令}で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>● (寄附行為の変更、解散及び合併の特例) 第 150 条 (⇒p26)</p> <p>● 第 23 条 (寄附行為の認可) (⇒p1)</p>	<p>● 第 45 条 [略]</p> <p>● (寄附行為の軽微な変更) 第 54 条 (⇒p26)</p> <p>● (寄附行為変更の届出手続等) 第 46 条 法第 108 条第 3 項 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。) の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。 (1) 法第 23 条第 1 項第 3 号 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)^{設置する私立学校の名称・課程・学部・学科等}に掲げる事項のうち、学校教育法第 4 条第 2 項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第 1 項 (同法第 134 条第 2 項において準用する場合を含む。)^{及び同法第 130 条第 1 項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号。附則第 12 項において「認定こども園法」という。)} 第 17 条第 1 項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項 (⇒p1) (2) 法第 23 条第 1 項第 4 号 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)^{事務所の所在地}に掲げる事項 (所轄庁の変更を伴わない場合に限る。) (3) 法第 23 条第 1 項第 16 号 (法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)^{公告の方法}に掲げる事項 2 法第 108 条第 5 項の規定による寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第 44 条第 1 項第 1 号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。</p>
第 12 章 解散及び合併		第 6 章 解散及び合併		
<p>(解散) 第 73 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能 (3) 合併 (4) 破産手続開始の決定 (5) 文部科学大臣の解散命令 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>※解散に関する事項は必要記載事項。 【法 23 条 1 項 14 号】 (⇒p1) ※解散事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解散を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p>	<p>(解散) 第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決 (3) 合併 (4) 破産 (5) 文部科学大臣の解散命令 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。</p>	<p>● (解散事由) 第 109 条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。 (1) 理事会の決議による決定 (2) 寄附行為に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 第 135 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令 2 理事会は、前項第 1 号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散は、^{所轄庁の認可}を受けなければ、その効力を生じない。 4 所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。 5 清算人は、第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事由によつて解散した場合に、所轄庁にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>● (解散認可申請手続) 第 47 条 法第 109 条第 3 項の解散の認可を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。 (1) 理由書 (2) 法第 109 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあつては寄附行為所定の手続 (同項に規定する手続及び同条第 2 項に規定する手続 (同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、評議員会の決議) を含む。) を経たことを証する書類 (3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 (4) 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる書類 (5) 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第 3 条第 1 項第 10 号及び第 44 条第 1 項第 2 号イに掲げる書類 (6) その他所轄庁が定める書類 2 前項の認可申請書及び同項第 1 号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
			<ul style="list-style-type: none"> ●（寄附行為の変更、解散及び合併の特例） 第150条 大臣所轄学校法人等においては、第108条第1項の規定による寄附行為の変更（軽微な変更として〔文部科学省令〕で定めるものを除く。）、第109条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による解散又は第126条第1項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第108条第2項、第109条第2項又は第126条第2項の規定は、適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●（寄附行為の軽微な変更） 第54条 法第150条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第23条第1項第4号【事務所の所在地】、第6号（理事会の決議に係る事項を除く。）、【理事会の招集その他の理事会に関する事項】、第9号（評議員会の決議に係る事項を除く。）、【評議員会の招集その他の評議員会に関する事項】、第11号【会計監査人の定数その他会計監査人に関する事項】、第12号【資産及び会計に関する事項】及び第16号【公告の方法】（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項 (2) 第45条第1項第1号に掲げる事項 【⇒p18】 (3) 法第23条第1項各号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる事項以外の事項 【⇒p11】
（残余財産の帰属者） 第74条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。	※残余財産の帰属者を定める場合には、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。	（残余財産の帰属者） 第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。	<ul style="list-style-type: none"> ●（寄附行為の認可） 第23条 【⇒p11】 3 第1項第14号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。 ●（残余財産の帰属） 第125条 第111条第1項の規定【解散による清算】により清算をする学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。 4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。 5 第2項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第3項ただし書の処置をとるものとする。 6 第2項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第3項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。 	
（合併） 第75条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けな		（合併） 第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文	<ul style="list-style-type: none"> ●（合併手続） 第126条 学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。 2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、 	<ul style="list-style-type: none"> ●（合併認可申請手続） 第48条 法第126条第3項の合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	<p style="text-align: center;">留意事項</p> ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要事項の欄 ※青字部分は「備考欄」	<p style="text-align: center;">対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法条文</p>	<p style="text-align: center;">関連する私学法施行令・施行規則</p>
<p>なければならない。</p>		<p>部科学大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 合併は、所轄庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。</p> <p>●第127条 学校法人は、前条第3項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2月を下ることができない。</p> <p>●第128条 債権者が前条第2項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>●第129条 合併により学校法人を設立する場合には、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第152条第5項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。</p>	<p>(1) 理由書</p> <p>(2) 法第126条第1項及び第2項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、評議員会の決議）（その他寄附行為をもつて定める手続がある場合は、当該手続を含む。）を経たことを証する書類</p> <p>(3) 法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類</p> <p>(4) 合併契約書</p> <p>(5) 合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併によつて設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類</p> <p>イ 寄附行為</p> <p>ロ 第3条第1項第5号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き理事となる者に係る就任承諾書を除く。）</p> <p>ハ 第3条第1項第6号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き監事となる者に係る就任承諾書を除く。）</p> <p>ニ 第3条第1項第7号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き評議員となる者に係る就任承諾書を除く。）</p> <p>ホ 会計監査人を置く学校法人にあつては、第3条第1項第8号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き会計監査人となる者に係る就任承諾書を除く。）</p> <p>ヘ 第3条第2項第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。）</p> <p>(6) 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類</p> <p>イ 寄附行為</p> <p>ロ 貸借対照表</p> <p>ハ 第3条第2項第1号から第5号まで（第2号を除く。）に掲げる書類</p> <p>(7) 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあっては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第3条第1項第10号に掲げる書類</p> <p>(8) 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則</p> <p>(9) その他所轄庁が定める書類</p> <p>2 前項の規定による申請は、合併後当事者である学校法人の一部が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の全部が共同して行うものとする。</p> <p>3 第1項の認可申請書、同項第1号及び第5号イに掲げる書類並びに同項第6号ハに掲げる書類のうち財産の一覧には、副本を添付することを要する。</p>

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要記載事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
第13章 補則		第8章 補則		
		<p>（書類及び帳簿の備付）（削除）</p> <p>第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(1) 役員及び評議員の履歴書</p> <p>(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類</p> <p>(3) その他必要な書類及び帳簿</p>		
<p>（情報の公表）</p> <p>第76条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</p> <p>(2) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき <u>これらの書類の内容</u></p>		<p>（情報の公表）</p> <p>第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</p> <p>(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</p> <p>(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容</p> <p>(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき <u>当該報酬等の支給の基準</u></p>	<p>●（情報の公表）</p> <p>第137条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為の内容</p> <p>(2) 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、<u>会計監査報告</u>を含む。）及び財産目録等のうち <u>文部科学省令</u> で定めるものの内容</p> <p>●（情報の公表の特例）</p> <p>第151条 大臣所轄学校法人等は、第137条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、<u>文部科学省令</u> で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 第23条第1項若しくは第108条第3項の認可を受けた場合又は同条第5項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容</p> <p>(2) 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのもののうち <u>文部科学省令</u> で定めるものの内容</p>	<p>●第49条 法第137条第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 計算書類等</p> <p>(2) 監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、<u>会計監査報告</u>を含む。）</p> <p>(3) 財産目録等（法第107条第1項第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。）</p> <p>●（大臣所轄学校法人等における情報の公表）</p> <p>第55条 法第151条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>2 法第151条第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、第49条各号に掲げる書類とする。</p>
<p>（公告の方法）</p> <p>第77条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。</p>	<p>※公告の方法は必要記載事項。【法23条1項16号】【⇒p1】</p> <p>※設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。</p>	<p>（公告の方法）</p> <p>第46条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。</p>		
<p>（施行細則）</p> <p>第78条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p>		<p>（施行細則）</p> <p>第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p>		
附 則		附 則		
<p>pp1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員、評議員及び会計監査人は、次のとおりとする。</p> <p>理事（理事長） ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p>	<p>※認可の日に施行しない場合は、以下のよう施行の日を規定すること。</p> <p>1 令和〇年〇月〇日 <u>文部科学大臣</u> 認可のこの寄附行為は令和〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>※設立当初の役員（及び評議員）は必要記載事項。【法23条2項】【⇒p1】</p>	<p>1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事（理事長） ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p> <p>理事 ○○○○</p>	<p>●（寄附行為の認可）</p> <p>第23条</p> <p>2 学校法人の設立当初の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、<u>会計監査人</u>を含む。）は、寄附行為をもつて定めなければならない。</p>	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要項目※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
監事 ○○○○ 監事 ○○○○ 評議員 ○○○○ 評議員 ○○○○ 評議員 ○○○○ 評議員 ○○○○ 評議員 ○○○○ 評議員 ○○○○ 会計監査人 ○○○○	※この附則は、改正法施行後に新たに設立される学校法人が規定する場合の例であり、既に設立されている学校法人の寄附行為の附則に、新たに設立時の評議員及び会計監査人を追記する必要はない。	監事 ○○○○ 監事 ○○○○ 3 ○年○月○日までの間は、第24条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは「・・・」と読替えるものとする。（削除）		
令和5年私立学校法改正に伴う寄附行為の変更の際には、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。 1 令和○年○月○日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。 2 この寄附行為の施行の際現在に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。 3 この寄附行為の施行の際現在に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。	※但書を規定しない場合であっても、法律上当然に会計監査人及び常勤監事に関する規定は令和7年度の定時評議員会の終結の時までは適用されないため、但書を規定するかどうかは学校法人の判断に委ねられる。 ※理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例。 ○兼職者に関する整理については、例えば、全員が理事を辞任する、全員が評議員を辞任するなど、兼職を解消する方法の具体的内容については学校法人の判断に委ねられていること。 ※令和7年4月1日以降令和7年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例。 ※令和7年4月1日より前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和7年4月1日より前にまず一部の附則を施行する（□及び△の日付は、各学校法人が実現したい内容を踏まえて適切に設定すること。□及び△の日付は認可の日である○の日付の同日以降		●（役員及び評議員の資格等に関する経過措置） 附則第2条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人（この法律による改正後の私立学校法（以下「私立学校法」という。）第152条第5項の法人【 準学校法人 】を含む。以下同じ。）の役員（私立学校法第23条第2項に規定する役員をいう。以下同じ。）及び評議員については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、私立学校法第31条【 理事の資格及び構成 】、第46条【 監事の資格 】、第62条【 評議員の資格及び構成 】及び第146条第1項【 外部理事2人以上 】（これらの規定を私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。	

令和5年改正後作成例（大臣所轄法人 令和6/3/5版）	留意事項 ※：補足説明 □：チェックポイント ○：可能なこと×：不可能なこと ※赤字部分は必要改訂事項 ※青字部分は「備考欄」	対応する令和5年改正前作成例 （大臣所轄法人）	関連する私学法条文	関連する私学法施行令・施行規則
<p>4 この寄附行為の施行の際現在に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。</p> <p>5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。</p>	<p>とする必要があり、△の日付は□の日付の同日以降とする必要がある。）。</p> <p>1 令和○年○月○日文科科学大臣認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項は令和○年○月○日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は令和7年度の定時評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。</p> <p>2 令和△年△月△日に在任する役員又は評議員であつて、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。</p> <p>※改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和9年度の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例。</p> <p>※前項の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする場合の、経過措置の例。</p>		<p>●（役員及び評議員の任期に関する経過措置）</p> <p>附則第3条 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の役員又は評議員である者の任期は、新私立学校法第32条第1項【理事の任期】、第47条第1項【監事の任期】及び第63条第1項【評議員の任期】（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合【準学校法人への準用】を含む。）の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。</p> <p>●第31条（理事の資格及び構成）【⇒p7】</p> <p>●第46条（監事の資格）【⇒p19】</p> <p>●第62条（評議員の資格及び構成）【⇒p24】</p>	